

認知症の方ができる限り住み慣れた地域で暮らす上で 重要と考える取組の方向性

公益社団法人日本看護協会
常任理事 田母神 裕美



認知症基本法がめざす共生社会の実現に向けて

共生社会の実現を推進するための認知症基本法

認知症である人の参加と意向の尊重、本人と家族への切れ目ない支援

法第18条（保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等）

- 認知症の人の心身の状況に応じた良質かつ適切な医療の提供等を行う医療機関の整備その他の医療提供体制の整備
- 保健、医療、福祉の相互の有機的な連携の確保
- 認知症の人の保健、医療、福祉に関する専門的知識及び技術を有する人材の確保、養成及び資質の向上

「看護の将来ビジョン」 日本看護協会（2015年策定）

どのような健康状態でも
その人らしく暮らしていける社会

「医療」の視点

「生活の質」の視点

いのち・暮らし・尊厳を まもり支える看護

実現に向けた取り組み

- 暮らしの場における看護機能の強化
- 生活と保健・医療・福祉をつなぐ
質の高い看護
- 専門性の高い看護職の育成

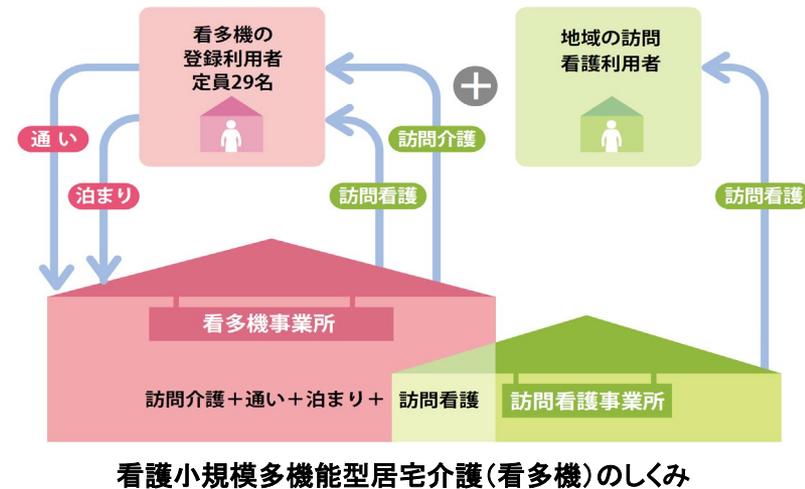
暮らしの場における看護機能の強化

めざす姿

認知症と他の身体疾患を併せ持ち、介護・医療の複合的なニーズがある場合も、在宅・施設、医療機関等で、個別性に応じた適切な支援を受け、認知症の症状への影響を最小限に抑え、住み慣れた場所での生活を継続できる

暮らしの場における看護サービス拠点の整備

- 暮らしの場で24時間365日ケアを継続する看護の拠点として、訪問看護や看護小規模多機能型居宅介護（看多機）の整備を推進し、柔軟なケアを提供する
- 看多機や訪問看護ステーションが、住民への相談支援機能や住民の交流機能を併せ持ち、地域に開かれた拠点として地域の多様な主体と連携する



介護施設や認知症グループホームにおける医療ニーズ・看取り対応の強化

- 医療ニーズがあっても、認知症の方が住み慣れた場所で過ごせるよう、訪問看護等との連携により、介護施設や認知症グループホームの看護の機能を強化する

生活と保健・医療・福祉をつなぐ質の高い看護

地域のあらゆる場で働く看護職が領域や所属組織を超えて多職種と連携・協働し、認知症の人々と家族を直接支えるとともに、地域における支援体制を整える。

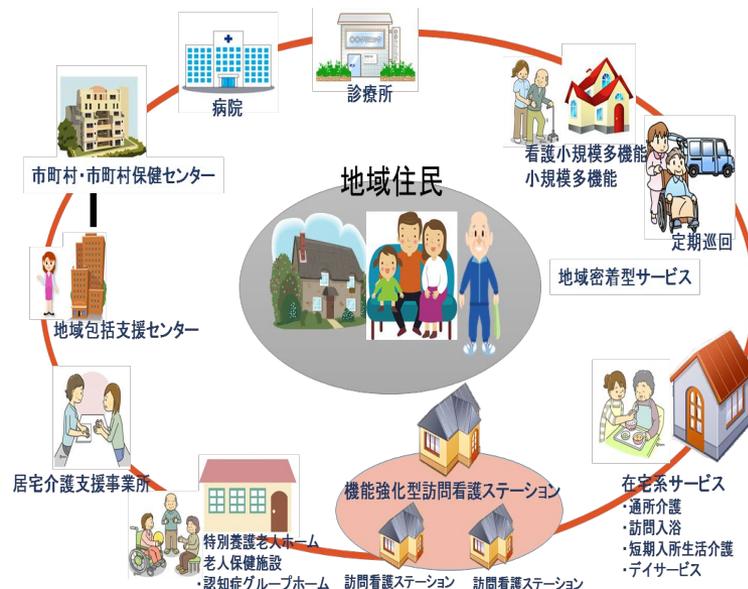
医療機関における外来機能や入院早期からの退院支援の強化

- 認知症の方の自宅療養支援や相談を行う看護の機能を、一般外来や専門外来で強化する
- 入院早期から、退院後に必要となるサービスと連携した退院支援を開始し、認知症の方が治療内容などを十分理解し意向が示せるよう、意思決定支援を行う
- 入院による環境変化に伴う影響の最小化に取り組むとともに、疾患による身体機能の低下を最小限に抑えるよう、チームケアによる支援を行う

認知症に関する専門性の高い看護師の養成・活用

- 認知症看護認定看護師[※]等の専門性の高い看護師は、認知症の人の尊厳の保持を基盤に個別性の高い、質の高い支援に、関係職種・機関と連携して取り組む
- 認知症ケアについて、家族や看護職員・介護職員への相談支援・助言を行う

※全国 約2,300人(2023年12月現在)



認知症の早期診断・治療や入退院支援に資する医療・介護の情報連携

- ICTの利活用等により、医療機関や在宅における看護サマリー等の情報共有を進め、認知症の方が在宅生活を継続するための関係職種・関係機関間での連携を強化していく